

## ※奨学給付金申請書チェックリスト（家計急変用）※

提出の前にもう一度確認してください。

（本様式は提出の必要はありません。）

記載漏れ等がある場合、申請が受け付けられない又は給付金の支給ができなくなる場合があります。

### ① 保護者の方は令和6年7月1日現在、岐阜県内に在住していますか？

- はい → ②へ進んでください。
- いいえ → お住まいの都道府県の担当課へお尋ねください。
- いいえ → 海外在住の場合は支給対象外です。

### ② 家計急変により保護者等の収入が激減し、私立高等学校等及び私立高等学校の専攻科奨学給付金の対象と見込まれる世帯の場合

- 申請書に記入漏れはありませんか。チェック漏れはありませんか。
- 申請書1枚目の「申請者住所等」の「TEL」には、最も連絡が付きやすい電話番号を記入しましたか（書類について電話で確認することがありますので、最も繋がりやすい電話番号を記入してください）。
- 申請書裏面の半分より少し下の「私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。」について、その通りである場合は、左のチェックボックスにレ印を付けていますか。
- 申請書裏面の「振込口座」について、名義人は申請者と同じですか。
- （これまでに、岐阜県私学振興・青少年課から奨学給付金を受けたことがない場合）預金通帳等のコピーを添付しましたか。
- 家計急変の事由を証明する書類、家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類を添付しましたか。
- 扶養親族の人数を確認できる書類を添付しましたか。
- 在学証明書を添付しましたか（7月1日以降発行）。

・【通信制、専攻科以外】該当生徒の他に同一世帯に15才（中学生除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

- 扶養誓約書を添付しましたか。

該当するすべてのチェック欄にチェック✓が入っていますか？